

議案第 20 号

三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 53 年 9 月三宅町条例第 21 号）
の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年 9 月三宅町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「未就学児」とは、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第 3 条第 1 項中「を対象者に支給して行うものとする。」を「について行うものとする。」に改め、第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（助成の方法）

第 3 条の 2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が未就学児にあっては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があったものとみなす。

3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があった場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第 1 項の規定にかかわらず、対象者への助成があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年三宅町条例第21号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 （定義） <u>第1条の2 この条例において「未就学児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u> <u>2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連 合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。</u> （助成の範囲） 第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)<u>について行うものとする。</u> (1)～(4)略	（目的） 第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 （助成の範囲） 第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)<u>を対象者に支給して行うものとする。</u> (1)～(4)略

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者(以下「保護者等」という。)の申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が未就学児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療

2 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の親権者を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者(以下「保護者等」という。)の申請に基づいて支給することができる。

に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

